

第3次

三条市環境基本計画

令和5年度～10年度
(2023～2028)

三条市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を含む

三条市

はじめに

三条市は、粟ヶ岳・守門岳に代表される緑の山並みに囲まれ、また信濃川へと続く五十嵐川や刈谷田川といった清らかな河川が市内を流れるという自然環境のもと、緑豊かな田園や農山村の風景、歴史と文化が息づく小路や街並み、そして地域の発展を支えるものづくりの伝統、それぞれの調和が保たれ、市民生活を支えています。



近年、国際社会では、気候変動による深刻な影響を避けるため、温室効果ガスを各国が責任を持って削減するための枠組みである「パリ協定」のもと、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5℃以内に抑えるために、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を2050（令和32）年頃までに実質ゼロにする動きが広がっています。

国は、2020（令和2）年10月に、2050（令和32）年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しています。このように、脱炭素社会の実現に向けた動きは、既に世界的な潮流となっており、その対応が基礎自治体レベルでも急がれています。

こうした社会情勢の変化は、本市にとっても大きな課題と捉え、令和5年度以降を計画期間とする新たな総合計画において、脱炭素社会の推進を含む自然環境の保全について盛り込むとともに、更なる環境施策の推進に向け「三条市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を含む「第3次三条市環境基本計画」を策定することといたしました。

本計画に基づき、市民・事業者・市がそれぞれの責務と当事者としての役割を果たし、目指す環境像「つなげよう未来へ 豊かな自然と環境を創造するまち さんじょう」の実現に向けて、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり熱心に御議論いただいた三条市環境審議会の委員の皆様を始め、計画づくりにお力添えをいただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

三条市長 滝 沢 亮

目次

第1章 第3次三条市環境基本計画

第1節 計画の基本的事項

- 1 計画策定の目的 2
- 2 計画の位置付け・性格 2
- 3 計画期間 4
- 4 計画が対象とする環境の範囲 4
- 5 各主体の役割 4

第2節 三条市環境行政の方向性

- 1 第2次計画の取組と検証 8
- 2 新たに発生した社会的要因 8
- 3 今後の環境行政の方向性 10

第3節 三条市の現況

- 1 三条市の現況 14

第4節 目指す環境像

- 1 目指す環境像 18

第5節 施策の体系

- 1 施策体系の考え方 20
- 2 施策体系 21

第6節 施策の展開

- 1 重点的取組 24
 - ① 脱炭素社会の推進 24
 - ② 住み続け選びたくなるまちの実現 27
 - ③ 環境啓発・環境教育の充実 31
- 2 従来からの継続した取組 35
 - ① 自然環境の保全と創造 35
 - ② 生活環境の保全 39
 - ③ 快適環境の保全と創造 44
 - ④ 地球環境への貢献 46
 - ⑤ 環境保全に取り組む基盤づくり 48
- 3 取組指標 50

第2章 三条市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

第1節 区域施策編策定の基本的事項・背景

- 1 区域施策編策定の背景 ……………54
- 2 計画期間及び基準年度・目標年度 ……………57

第2節 温室効果ガス排出量の推計

- 1 温室効果ガス排出量の推計 ……………60

第3節 計画全体の目標

- 1 区域施策編の目標 ……………62

第4節 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

- 1 排出削減に向けた各主体の役割 ……………66
- 2 基本方針 ……………66
- 3 具体的な取組 ……………68

第3章 計画の効果的实施

第1節 計画の効果的实施

- 1 推進体制の整備 ……………72
- 2 各種計画との整合 ……………73

資料編

- 資料 No. 1 三条市環境基本条例 ……………76
- 資料 No. 2 三条市環境審議会委員名簿 ……………81
- 資料 No. 3 用語解説 ……………82

本文中「*」が付されている語句は、資料 No. 3 用語解説で説明します。